

令和5年

第10回大磯町農業委員会総会会議録

日 時 令和5年10月25日 午後1時30分から

場 所 大磯町役場 本庁舎4階 第2委員会室

1 出席委員

1番 安 池 雅 美

2番 青 木 貞 治

5番 古 正 輝 子

6番 平 原 則 子

7番 竹 内 欣 也

8番 石 井 雅 浩

9番 鈴 木 洋 有

10番 吉 川 正

11番 添 田 政 夫

12番 加 藤 正 和

13番 柳 田 孝

15番 欠員

16番 戸 塚 昭 雄

2 欠席委員

3番 二 宮 賢 一

3 遅刻委員

なし

4 農地利用最適化推進委員出席者(意見を述べることはできますが議決権はありません)

西 方 敬 吉 川 京 男 柏 木 博 松 本 常 男

5 出席事務局員

事務局長 熊 澤 晃

書 記 藤 野 陽 平、久保田 徳人

6 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第26号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第27号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について

議案第28号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について

報告第1号 引き続き農業経営を行っている旨の証明願いについて

報告第2号 農地法第3条の3の規定による受理通知書について

報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について

報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知について

議長 ただ今の出席委員は１２名で、定足数に達しておりますので令和５年第１０回大磯町農業委員会総会は成立いたします。

議長 次に、大磯町農業委員会会議規則第１８条第１項の規定により、１０番吉川正委員と１１番添田政夫委員を会議録署名委員として指名いたします。

議長 それでは、本日の議事日程について事務局より朗読と説明をお願いします。

《議事日程の報告》

議長 ただ今の報告について、何か発言ございますか。

《発言なし》

議長 よろしいですか。それでは、以上で議事日程の報告を終わります。

議長 それでは、本日の議題に入ります。日程第２の議案第２６号「農地法第３条の規定による許可申請について」を議題に供します。

では、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

書記 議案第２６号「農地法第３条の規定による許可申請について」は議案書１ページの１件でございます。場所につきましては総会資料の１ページをご覧ください。

事務局 《議案第２６号１番を朗読・説明》

書記 議案第２６号１番の内容につきましては、先月９月に農地法第３条許可において申請時に記載漏れのあった農地を追加するものです。

なお、現地確認は９月７日に馬場地区担当の吉川委員及び事務局で済ませています。

議長 ありがとうございます。ただいま説明がありましたように、先月の申請時に漏れのあった農地を追加することです。

それでは、議案第２６号１番について、これより質疑に入ります。意見のある方は挙手をお願いします。

《質疑なし》

議長 質疑がないようですので、議案第２６号１番について、原案とおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

《挙 手》

議長 賛成者全員により、議案第２６号１番は原案とおり決定いたしました。

議長 次に議案第２７号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画書の決定について」を議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

なお、議案第２７号１番と２番につきましては、借り手が同一で隣接する農地であるため一括で審議します。

書記 議案第２７号１番と２番につきましては、議案書３ページの再設定２件で、場所につきましては総会資料の２ページをご覧ください。

大磯町長より令和５年１０月１６日付けで農地利用集積計画の決定を求められています。

事務局 《議案第２７号１番と２番を朗読》

書記 議案第２７号１番と２番の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしています。

当該農地は西小磯地区の農業振興地域内農用地の隣接した露地畑３筆です。借り手は、平成３０年に大磯町に就農した認定新規就農者で、公益社団法人神奈川県農業会議の「農地中間管理事業の促進に関する法律」に基づく使用貸借の再設定となります。借り手が継続して農地を借りることで遊休化防止が図られると考えられます。

なお、１０月１７日に西小磯地区担当の添田委員及び事務局で現地確認を行っています。

議長 ありがとうございます。議案第２７号１番と２番につきましては、現地確認をお願いした西小磯地区担当の添田委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

１１番委員（添田） １１番添田です。議案第２７号１番と２番の農地について、１０月１７日に私と事務局で現地確認を行いました。

当該農地は、借り手が継続して借りることで農地の遊休化防止が図られると考えられます。

議長 ありがとうございます。ただいま説明がありましたように、農地の遊休化防止が図られるとのことですが。

議長 では、議案第２７号１番と２番について、これより質疑に入ります。意見のある方は挙手をお願いします。

《質疑なし》

議長 質疑がないようですので、議案第27号1番と2番について、原案とおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

議長 賛成者全員により、議案第27号1番と2番は原案とおり決定いたしました。
以上で議案第27号の全ての審議が終了しました。
なお、本議案の決定事項は町長に通知いたします。

議長 次に議案第28号「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について」を議題に供します。
それでは事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

書記 議案第28号「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について」は、議案書4ページと5ページの2件でございます。場所につきましては総会資料の3ページと4ページをご覧ください。
最初に議案第28号1番について説明します。

《議案第28号1番を朗読》

書記 本議案は、平塚税務署からの確認依頼に基づき、相続税の納税猶予に係る免除を確定するためにすべての特例農地が適正に耕作されているか最終確認をするもので、いわゆる「納税猶予の明けの確認」と言われるものです。
なお、当該農地について、生沢地区担当の竹内委員及び事務局で10月10日に現地確認を実施した結果、すべての農地が適正に耕作されていることを確認しております。

議長 ありがとうございました。では、現地調査をお願いした生沢地区担当の竹内委員から説明をお願いいたします。

7番委員（竹内） 7番竹内です。議案第28号1番の農地について、10月10日に私と事務局で現地確認を行いました。
すべての農地はきちんと耕作されており、適正に管理されていることを確認しております。

議長 ありがとうございました。ただいま報告がありましたように、確認事項を満たしているとのことです。これより、質疑に入ります。意見のある方は挙手をお願いします。

委員 「納税猶予の明けの確認」は、免除決定予定日の何ヶ月前に行うのでしょうか。

書記 国税庁から依頼に基づいて調査報告を行っていますので、具体的にどのくらい前に行うかは国税庁が決めています。

議長 他にございませんか。他に意見がないようですので、議案第２８号１番について、原案とおりの決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

《挙 手》

議長 賛成者全員により、議案第２８号１番について、原案とおりの決定しました。
次に議案第２８号２番について事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

《議案第２８号２番を朗読》

書記 当該農地について、黒岩地区担当の二宮委員及び事務局で１０月１０日に現地確認を実施した結果、すべての農地が適正に耕作されていることを確認しております。

議長 ありがとうございます。現地調査をお願いした黒岩地区担当の二宮委員ですが、本日欠席のため、事務局で代読をお願いいたします。

書記 代読いたします。議案第２８号２番の農地について、１０月１０日に二宮委員と事務局で現地確認を行いました。

すべての農地はきちんと耕作されており、適正に管理されていることを確認しております。

議長 ありがとうございます。ただいま報告がありましたように、確認事項を満たしているとのこと。これより、質疑に入ります。意見のある方は挙手をお願いします。

《質疑なし》

議長 質疑がないようですので、議案第２８号２番について、原案とおりの決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

《挙 手》

議長 賛成者全員により、議案第２８号２番について、原案とおりの決定しました。
以上で議案第２８号を終わります。
なお、本議案の決定事項は平塚税務署に報告します。

議長 次に報告第1号「引き続き農業経営を行っている旨の証明願ひ」について、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

書記 報告第1号につきましては、議案書6ページと7ページの2件でございます。場所につきましては総会資料の5ページから7ページをご覧ください。

まず、報告第1号1番について説明します。

事務局 《報告第1号1番を朗読》

書記 報告第1号1番の内容につきましては記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、書類を受理いたしました。

なお、9月15日に黒岩地区担当の二宮委員及び事務局で現地確認を行い、すべての農地の耕作状況は良好であることを確認しております。

議長 ありがとうございます。報告第1号1番につきましては現地調査をお願いした黒岩地区担当の二宮委員ですが、本日欠席のため、事務局で代読をお願いいたします。

書記 代読いたします。報告第1号1番の農地について、9月15日に二宮委員と事務局で現地確認を行いました。

すべての農地はきちんと耕作されており、適正に管理されていることを確認しております。

議長 ただ今の報告第1号1番について、発言がある方は挙手をお願いします。

《意見なし》

議長 よろしいですか。特に発言がないようですので、以上で報告第1号1番を終わりにします。

次に報告第1号2番について、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 《報告第1号2番を朗読》

書記 報告第1号2番の内容につきましては記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、書類を受理いたしました。

なお、9月25日に石井委員及び事務局で現地確認を行い、農地の耕作状況は良好であることを確認しております。

議長 ありがとうございます。報告第1号2番につきましては現地調査をお願いした国府新宿地区担当の石井委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

8番委員（石井） 8番石井です。報告第1号2番の農地について、9月25日に私と事務局で現地確認を行いました。

農地はきちんと耕作されており、適正に管理されていることを確認しております。

議長 ただ今の報告第1号2番について、発言がある方は挙手をお願いします。

《意見なし》

議長 よろしいですか。特に発言がないようですので、以上で報告第1号を終わりにします。

議長 次に、報告第2号「農地法第3条の3の規定による受理通知書」について、事務局より朗読と説明をお願いします。

書記 報告第2号「農地法第3条の3の規定による受理通知書」につきましては、議案書8ページの1件でございます。

事務局 《報告第2号1番を朗読》

書記 報告第2号1番の内容につきましては記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので書類を受理いたしました。

議長 ただ今の報告第2号1番について、発言がある方は挙手をお願いいたします。

《意見なし》

議長 よろしいですか。特に発言がないようですので、以上で報告第2号を終わります。

議長 次に、報告第3号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出」について、事務局より朗読と説明をお願いします。

書記 報告第3号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出」につきましては、議案書9ページの2件でございます。場所につきましては、総会資料の8ページと9ページをご覧ください。

事務局 《報告第3号1番と2番を朗読》

書記 報告第3号1番と2番の内容については記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、書類を受理いたしました。

議長 ただ今の報告第3号1番と2番について、発言がある方は挙手をお願いします。

《意見なし》

議長 よろしいですか。特に発言がないようですので、以上で報告第3号を終わります。

議長 次に、報告第4号「農地法第18条第6項の規定による通知」について、事務局より朗読と説明をお願いします。

書記 報告第4号1番につきましては、議案書10ページの1件でございます。場所につきましては、総会資料の10ページをご覧ください。

事務局 《報告第4号1番を朗読》

書記 報告第4号1番につきましては、農地に係る賃貸借契約の合意解約についての通知で、期間満了前に解約により農地を賃借人に引き渡すこととなる日より前6カ月以内に成立した合意であって、その旨が署名により明らかな場合、30日以内に農業委員会に通知することにより農地法第18条の許可を受けなくても解約ができます。

内容につきましては記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので書類を受理いたしました。

議長 ただ今の報告第4号1番について、発言がある方は挙手をお願いします。

《意見なし》

議長 よろしいですか。特に発言がないようですので、以上で報告第4号を終わります

議長 以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項はすべて終了いたしました。この際、その他の件について、委員からご発言があれば挙手をお願いいたします。

《発言なし》

議長 よろしいですか。それでは以上をもちまして令和5年第10回大磯町農業委員会総会を閉会いたします。

(午後2時13分)